

大学教育質保証・評価センター 出張旅費規程

(適用)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）の役員並びに職員が職務により出張を行う場合の出張旅費等について定めたものである。

(出張の区分)

第2条 出張は日帰り出張、宿泊出張および特別出張の3種類とし、その定義は以下の各号に定めるところとする。

- (1) 日帰り出張 原則として勤務地より片道50kmを超す地域に出張し、宿泊を必要としない出張をいう。
- (2) 宿泊出張 原則として勤務地より片道150km以上の地へ出張し、宿泊を必要とする出張をいう。
- (3) 特別出張 新規採用者およびその家族が居住地から勤務地に赴く場合の出張をいう。

(旅費の定義)

第3条 本規程でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊手当
- (3) 宿泊費
- (4) 包括宿泊費

(旅費の計算)

第4条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの規則で定める種目及び内容に基づき、通常の経路及び方法により旅行した場合の計算による。ただし、本センター用務の都合又は天災その他やむを得ない事由により通常の経路又は方法によって旅行し難い場合においては、その現に利用した経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続き)

第5条 旅費は、旅行命令等に基づき支給するものとする。旅行者は、別表2に定める旅費計算に必要な書類を担当係に提出しなければならない。なお、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった場合は、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の旅費は支給しない。

(交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費)

第6条 交通費は鉄道運賃、航空運賃、その他（船舶運賃、バス運賃等）とし、別表1により支給する。

2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表3で定める一夜当たりの定額とする。

3 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、旅行命令権者の命により、用務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から選択された、最も安価な宿泊施設の金額とする。なお、宿泊費は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して定めた別表4の額（以下「宿泊費基準額」という。）を超えない範囲で支給するものとする。

4 車中または船中に宿泊した場合は、宿泊費を支給しないで寝台料金の実費を支給する。

5 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る同条第一項の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（上役者等との同行出張）

第7条 外部の関係者または上役者と同行する等の事情により旅費が前条の支給額を超過する場合はその実費を支給する。

（特別出張の取り扱い）

第8条 特別出張の旅費は居住地から勤務地に至る交通費の実費を支給する。

（出張の経路等）

第9条 出張の経路とその利用交通機関は、経済性を重視して選ぶことを原則とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでないが、事前に上長の承認を得るものとする。

（航空機による出張）

第10条 航空運賃については、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合に支給できるものとする。

（自動車による出張）

第11条 自動車を利用した出張は原則として認めない。事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ上長の許可を受けなければならない。その際、燃料、駐車料、有料道路通行料はそれを証明するものを提出した場合に限り支給する。

（関係大学、団体等の会合のための出張）

第 12 条 関係大学、団体等の会合または研究、実習のため出張するときは以下のとおりとする。

(1) 出張に要する旅費を支給する。ただし、先方負担分については支給しない。

(2) 宿泊手当は宿泊を要するときのみ、別表 3 により支給する。

(取消手数料等)

第 13 条 出張に要する交通機関、宿泊施設等の予約に関し、旅行命令の取消し等により発生する取消手数料等については、その実費を支給することができる。

(長期出張の取り扱い)

第 14 条 同一地に長期間（1 週間以上）出張したときの旅費は状況により、この規程によらないことがある。

(海外出張の取り扱い)

第 15 条 海外出張の場合の取扱いは、別途定める。

(その他の費用の取り扱い)

第 16 条 出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合あるいは職務のために要した通信費、運搬費等については請求により実費を支給する。

(出張中の災害の取り扱い)

第 17 条 出張中災害に遭い、または傷病のため滞在を必要とした場合は、治療および滞中に要した実費の全部または一部を支給する。

(傷病者の家族の旅費の取り扱い)

第 18 条 出張中傷病にかかり、滞在を必要とする者の家族が看護のため滞在地に旅行する場合は交通費、宿泊費の実費を支給することがある。

(死亡者の遺族旅費の取り扱い)

第 19 条 出張中死亡、あるいは独身寮入寮中の者が死亡した場合で遺族が死亡地に旅行する場合は前条を適用する。

(時間外勤務の取り扱い)

第 20 条 出張旅費を支給する者については時間外勤務の取扱いは行わない。

(出張期間中における休日の取り扱い)

第 21 条 出張期間中に休日がある場合は以下のとおり扱う。

(1) 業務活動を行った場合

宿泊手当、外食費、宿泊費等通常のとおり支給する。上長が承認したときは休日勤務とみなして振替休日を認める。ただし、休日を移動のみに使用した場合は休日勤務としない。

(2) 業務活動を行わなかった場合

外食費、宿泊費のみを支給する。宿泊手当は支給しない。

(出張報告および精算)

第 22 条 出張の報告および旅費の精算は、出張旅費明細書を作成し、上長の決裁を経て、経理にて精算しなければならない。

(旅費の支給額の上限)

第 23 条 旅費の支給額は、第 6 条各項に掲げる各費用について、当該条項及び第 4 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(その他)

第 24 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

2 本規程で処理できない場合は、その都度代表理事の判断により処理する。

附則

この規程は 2019 年 5 月 7 日から施行する。

附則

この規程は 2025 年 5 月 23 日から施行し、2025 年 4 月 1 日から遡って適用する。

別表 1 国内旅費（鉄道運賃、航空運賃及びその他の交通機関

区 分	鉄道運賃	航空運賃	その他の交通機関
役員等	利用に要する運賃 特急・急行料金 座席指定料金 グリーン料金	エコノミークラス相当の運賃	利用に要する運賃
管理職	利用に要する運賃 特急・急行料金 座席指定料金	エコノミークラス相当の運賃	利用に要する運賃

一般職	利用に要する運賃 特急・急行料金 座席指定料金	エコノミークラス相当の運賃	利用に要する運賃
-----	-------------------------------	---------------	----------

別表 2 旅費請求に必要な資料（第 5 条関係）

区分	添付する資料
一 鉄道運賃	別表1に掲げる運賃の支払を証明するに足る資料
二 航空運賃	別表1に掲げる運賃の支払を証明するに足る資料
三 その他の交通費	別表1に掲げる運賃の支払を証明するに足る資料
四 宿泊費	第6条第3項又は第7条のいずれかに該当することを証明するに足る資料
五 包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料

別表 3 宿泊手当（第 3 条関係）

区分	宿泊手当(一夜につき)
すべての地	2,400 円

別表 4 宿泊基準額（第 6 条関係）

区分	宿泊費基準額(一夜につき)	
	役員等の職務にある者	その他の職務にある者
北海道	18,000 円	13,000 円
青森県	15,000 円	11,000 円
岩手県	13,000 円	9,000 円
宮城県	14,000 円	10,000 円
秋田県	15,000 円	11,000 円
山形県	14,000 円	10,000 円
福島県	11,000 円	8,000 円
茨城県	15,000 円	11,000 円
栃木県	14,000 円	10,000 円
群馬県	14,000 円	10,000 円
埼玉県	27,000 円	19,000 円
千葉県	24,000 円	17,000 円

東京都	27,000 円	19,000 円
神奈川県	22,000 円	16,000 円
新潟県	22,000 円	16,000 円
富山県	15,000 円	11,000 円
石川県	13,000 円	9,000 円
福井県	14,000 円	10,000 円
山梨県	17,000 円	12,000 円
長野県	15,000 円	11,000 円
岐阜県	18,000 円	13,000 円
静岡県	13,000 円	9,000 円
愛知県	15,000 円	11,000 円
三重県	13,000 円	9,000 円
滋賀県	15,000 円	11,000 円
京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円
鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円